



# 労働組合の政治活動を再認識しよう!

2回シリーズ その2 (終)



## 私たちの政治活動は大丈夫なの?

公職選挙法で私たちが日頃行っている「政治活動」と「選挙運動」を区別しており、選挙運動には制約を課しています。

私たちが行う政治学習会や後援会加入活動は政治活動であり制約はありません。※ただし、選挙運動の3要素については制約があります。



## ☆候補者や政党を決めるにあたり参考にしたもの

労働組合役員からの働きかけ	50.9%
労働組合のチラシやビラ	45.3%
労働組合の集会	30.3%
もともと決まっていた	28.7%
テレビや新聞などの報道	17.4%

この結果を見ても、組合員にとって投票行動を決める理由・参加になるものは労働組合の取り組みであることが分かります。

組合の推薦候補者を当選に導きだすためには、組合役員による組合員への活動が大きな影響を与えています。

## ☆連合の器材（「投票に行こう!」）の効果

配布され投票のきっかけになった	37.7%
配布されたが特に何も感じなかった	45.0%
取り組みを知らなかった	14.3%

器材の有効性について「きっかけ」となっていることが分かった。

組合員を中心に2013年11月に行った政治アンケート結果から



## 具体的に何ができるの?

公示（告示）前に、1. 政治上の主義や政策を推進・支持すること、2. 候補者を推薦・支持すること、3. 推薦した候補者の名前を通常の方法で組合員に知らせることは政治活動にあたります。



## インターネットを活用していいの?

2013年7月の参議選からインターネットを使った選挙運動が解禁されました。HPやブログは問題ありませんが、電子メールは候補者および政党等しか利用できません。公示前のWEBサイトを利用した政治活動は自由。

公示後のHP、ブログ、FB、ツイッターでの投票呼び掛けは自由です。



〜安心して働きたい・暮らしたい〜  
「第18回統一地方選挙に向けて!!!」

2月号と、今月号の2回に渡ってお伝えしてきました、「労働組合がなぜ政治活動か?」「労働組合の政治活動を再認識しよう」について如何でしたか? 私たちの生活は、法律や条例をはじめとする様々な制度や、国の金融政策・経済政策などの影響を受けています。当然のことながら、これらによって受ける影響は、職場内・企業内では解決できません。従って、政治活動に取り組むことは、労働組合の政策を実現させるために必要な取り組みであり、ひいては働く仲間の生活向上に繋がることとなります。

現在、連合群馬には38名の議員懇談会会員がおりますが、その内22名が4月に改選期を迎えることとなります。連合群馬としても、多くの産別・単組や地協が今後選挙戦に臨むにあたり、2月14日に「コンプライアンス学習会」を開催し、「透明性のある選挙活動に取り組む上で、法令遵守と社会的模範となる政治・選挙活動の徹底」に向けて、講師を招いて公職選挙法について学びました。

労働組合の政治活動は、昭和43年の最高裁の判決の中でも「……現実の政治・経済・社会機構のもとで、労働者とその経済的地位の向上を図るにあたっては、単に対使用者との交渉に求めも十分にその目的を達成することは出来ず、労働組合がその目的を達成するために必要な政治活動・社会活動を行うことを妨げるものではない……」として、労働組合が政治活動を行うことが「合憲」として認められています。

働くすべての人の完全雇用と働きがいや生きがい、豊かな生活を求め、あらゆる分野で民主的な取り組みを行い、私たちの活動は諸先輩方から今日に引き継がれてきました。

また、外交問題や地球環境問題、老後や医療の問題、前回お伝えした年金積立金問題についても取り組まなければならぬ課題が山積しています。未来の大人たちに働きやすい、住みやすい社会を残していくことは現代の私たち大人の努めではないでしょうか?労働組合の一員として、積極的に政治活動に参加し、自分の問題として関わっていくことが大切です。

(高草木)